

神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付実施要領

1. 目的

この要領は、神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に実施するために、補助金交付事務の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2. 補助対象区域

要綱第3条に規定する補助の対象となる区域は、国及び県の補助対象地域に該当する水道水源の流域とする。

3. 補助対象建築物及び補助対象者

建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302-1988）（以下「算定基準」という。）の建築用途に示されている住宅を対象とする。

ただし、店舗等と併用する場合は、算定基準に基づき処理対象人員が20人以下のときは補助対象建築物とみなす。

要綱第4条に規定する合併処理浄化槽の設置を行う者には「不動産業者等が住宅等を建築する場合は、当該住宅等の購入者（個人）」を含めることとする。この場合、法人に対する設置補助は行わない。

要綱第2条第4号に規定する蒸発拡散装置は、千葉県知事が認めたものとする。

4. 工事請負契約書

要綱第6条第3号の工事請負契約書の様式は、別紙1を標準とする。

5. 要綱第9条第3号の施工に係る写真及び施工結果報告書

(1) 施工に係る写真は、次の各号に掲げるものとする。

ア. 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

イ. 基礎工事の状況を示す写真

ウ. 据付工事の状況を示す写真

エ. かさ上げの状況を示す写真

(2) 施工結果報告書の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成3年9月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。